

船橋市国民保護計画の変更について（概要）

1 船橋市国民保護計画について

【国民保護法とは】

国民保護法は、正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・県・市町村等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置を規定したものです。

平成 16 年の国民保護法の施行に伴い、都道府県及び市町村は、国民保護計画を作成することが義務付けられています。

※武力攻撃事態…武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

【船橋市国民保護計画とは】

船橋市国民保護計画は、武力攻撃事態等において、国の指針に基づき、船橋市が国・県・他の市町村や関係機関等と連携・協力して、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるように、あらかじめ定めておくものです。

武力攻撃等に対し、船橋市が警報の伝達、避難誘導及び救援等を的確・円滑に行い、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小にすることを目的としています。

船橋市では、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)」に基づき、平成 19 年 1 月に「船橋市国民保護計画」を策定しました。

2 主な変更内容について

【①新たなシステムの活用に関するもの】

○全国瞬時警報システム（J-ALERT）（P 28、P 71）

弾道ミサイル発射情報等の緊急情報が、「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」により、瞬時に国から送信され、防災行政無線等で迅速に住民等へ警報を伝達する旨を追記しました。

○緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）（P 71）

国民保護に関する緊急情報を、国と地方公共団体間で通信するための「緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）」を活用する旨を追記しました。

○安否情報システム（P 28、P 86）

市が避難施設等で収集した避難住民等の安否情報を、市は県へ、県は国へ報告し、国と地方公共団体間で共有するための「安否情報システム」を活用する旨を追記しました。

【②関係機関との連携に関するもの】

○武力攻撃事態等合同対策協議会（P 66）

市対策本部長等が国の現地対策本部や関係地方公共団体の国民保護対策本部等と情報交換や相互協力を行うため、武力攻撃事態等合同対策協議会に参加する旨を追記しました。

○大規模集客施設等における避難（P 80）

大規模集客施設等に滞在する者等の避難を円滑に実施できるよう、市は、大規模集客施設等の施設管理者等と連携して対策をとる旨を追記しました。

【③弾道ミサイル落下時の行動の周知に関するもの】

○弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知する旨を追記しました。(P 8 1)

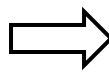
【④地域防災計画の修正に伴うもの】

○平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の配慮を要する人を「災害時要援護者」から「要配慮者」・「避難行動要支援者」へ名称変更したことに伴い記述を変更しました。(P 3 3 他)

○市災害対策本部の構成及び事務分掌の修正に伴い、市国民保護対策本部の構成及び事務分掌を変更しました。(P 5 3 他)

・第1誘導班
【戸籍住民課、各出張所、船橋駅前総合窓口センター】
(避難誘導、避難施設の運営に関すること等)

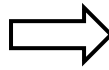
・第2誘導班
【自治振興課、国民年金課、市民防犯課】
(避難誘導、避難施設の運営に関すること等)



・第1収容班
【戸籍住民課、自治振興課、国民年金課等】
(避難誘導、避難所の開設に関すること等)

・ボランティア班
【市民協働課、市民安全推進課】
(ボランティアに関すること等)

・第1支援班
【地域福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、包括支援課、障害福祉課、生活支援課等】
(高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の支援、義援金の受入、日本赤十字との連絡に関すること等)



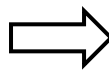
・第1生活再建班【地域福祉課】
(日本赤十字との調整、義援金の受入に関すること等)

・第4収容班【生活支援課】
(避難誘導、避難所の開設に関すること等)

・第4要配慮者支援班
【障害福祉課、指導監査課等】
(要配慮者の支援に関すること等)

・第2要配慮者支援班
【介護保険課、高齢者福祉課、包括支援課等】
(要配慮者の支援に関すること等)

・第2支援班
【児童家庭課、児童育成課、保育課】
(高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の支援に関すること等)



・第3供給班
【子ども政策課、児童家庭課、家庭福祉課、保育認定課、公立保育園管理課、地域子育て支援課、療育支援課等】(児童、生徒の安全確保、物資搬送に関すること等)

【⑤組織改正に伴う変更及び資料編の変更に関するもの】

○組織改正に伴い、組織名称を変更しました。(P 1 8 他)

- ・企画部と財政部の統合に伴い、企画財政部に変更
- ・福祉サービス部が所管している一部業務を健康部に移管したことに伴い、健康部を健康・高齢部に変更 等

○船橋市国民保護計画資料編について、船橋市地域防災計画資料編や千葉県国民保護計画資料編等の記載と重複する部分を削除、またデータを新しいものに更新しました。(資料編)